

医薬品(薬局製剤)製造販売承認事項軽微変更届

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 10 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 48 条に基づく薬局製造医薬品の製造販売業者が承認事項の軽微な変更について届出を行う届書です。
提出書類	1 医薬品(薬局製剤)製造販売承認事項軽微変更届書 2 承認書(訂正する必要がある場合) 正 1 部提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 製造販売承認は薬局ごとに必要になります。・ 薬局が移転、改築、相続等により新規になった場合は、薬局製造販売業、薬局製造業、医薬品製造販売承認全て新規となりますので留意して下さい。